

◎ 独立行政法人男女共同参画機構法案に対する修正案対照表

○ 独立行政法人男女共同参画機構法案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、機構の業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、機構の組織及び業務の在り方について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>〔新設〕</p>